

令和6年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務 仕様書

1. 業務の名称

令和6年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務

2. 業務目的

弘前市の基幹産業であるりんごの生産作業においては収穫期などの農繁期を中心に人手が不足しており、これまで様々な補助労働力確保対策を講じてきたが、依然として人材不足が問題視されている。一方、近年では企業等によるCSR活動として援農を行う団体が増えているほか、援農や農業体験を起点とした旅行のニーズが高まっているため、新たなニーズに沿った対策により、関係人口の創出と補助労働力確保の一助につなげることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4. 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の実施にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の進捗について、発注者から求められた場合は遅滞なく報告すること。
- (3) 受注者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、再委託調書に記載されているものについては、この限りでない。

5. 業務内容

下記内容については随時、市と協議しながら進めること。

(1) 援農ボランティアツアー（以下「援農ツアー」という。）の実施

①スキームの構築

- ・援農ツアーにおいて、参加者を受け入れる農業者（以下「受入農家」という。）については市が受注者に紹介を行う。
- ・援農ツアーの実施はりんご作業の収穫期である10月～11月の休日（土曜日を含む）、祝日のうち4日間程度で、各日60人程度の参加を想定している。
- ・1日あたり約15件の受入農家に対し平均4名程度のマッチングを想定している。
- ・農作業を行う時間と移動時間を含め（集合から解散まで）8:00～17:00とし、昼休憩は1時間～1時間30分程度を想定している。農作業は主にりんごの収穫、葉取りといった初心者でも可能な作業を想定している。
- ・想定規模を踏まえた上で、援農ツアー実施までのスキーム及び当日のスキームを具体的に提案すること。

②援農ツアー参加者（以下「参加者」という。）の募集

- ・全国から参加者を募集するための周知・告知方法を提案すること。
なお、参加者は高校生以上とする。

③事前準備及び当日の対応

- ・参加者を対象とした傷害保険等への加入を行うこと。
参加者の保険料は委託費から支出することとし、市が受注者と協議の上、委託費の前払いで対応する。
- ・参加者に宿泊プランを提示し、ホテル等の手配を行うこと。なお、参加者から宿泊費を徴収する上で、宿泊費に対して助成を行うこと。ただし、助成の範囲については市との協議で決めること。
- ・参加者が使用する被服等（雨合羽、手袋、長靴）の手配、貸与を行うこと。
なお、雨合羽については援農ツアー全4日終了後にクリーニングを行うこと。
- ・援農ツアー当日の参加者の昼食及び参加者が園地へ移動する手段を提案すること。

(2) オプションプランの設定

援農ツアー当日または前後日に、下記①～③のテーマに沿ったオプションプランを2つ以上提案すること。オプションプランの参加者募集にあたっては、希望者制とし、最少催行人数及び定員を設定すること。

なお、オプションプランの構築にあたっては、別添資料を参考とすること。

- ①受入農家と参加者の交流
- ②弘前市内観光
- ③その他

(3) 本取組の周知

- ・本取組の持続化に向けて、メディア等を通して幅広く認知してもらうための周知方法を提案すること。

(4) ノベルティ企画の実施

- ・参加者が援農の達成感や一体感を感じてリピートする、また、参加者を通して本取組を広げる等を目的として、参加者を対象に実施するノベルティ企画の内容について提案すること。

(5) 参加者へのアンケートの実施

- ・援農ツアー実施後、本取組の改善に向けて参加者へのアンケートを実施することとし、アンケートの配布及び回収方法について提案すること。

(6) 成果品

- ・以下のものを令和7年2月28日（金）までに提出すること。
 - ①事業完了報告書（委託期間全ての総括、参加者分析・データを含む）
 - ②実施内容や委託業務内容が分かるもの。

(7) その他

- ・上記（1）～（6）の対応が可能な専門人員を2名以上配置し、対応出来る体制をとること。

6. その他

- (1) 援農ツアー及びオプションプランの実施にあたり、事業費に不足が生じる場合にあっては、参加者から旅行代金を徴収できるものとする。
- (2) 受注者は個人情報保護法を遵守し、業務の遂行に際して知り得た個人情報について、いかなる理由を持っても業務期間中又は業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合、市と受託者において十分協議するものとする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

仕様書5(2)の参考資料

■令和5年度実績

開催時期:令和5年10月～11月のうち5日間

参加者:全国から282名

主な作業:りんごの収穫

作業時間:9:00～15:30

受入農家:29名(受入2～10名)

■アンケート結果

①参加者からの声

- ・収穫の大変さを感じ、貴重な経験ができた。
- ・農園の皆さんが親切で楽しく作業できた。ご縁を大事にしたい。
- ・りんごだけでなく、弘前や青森への親しみや興味が湧いた。
- ・農家さんともっと交流したい。
- ・また参加したい、事業を継続してほしい。
- ・1日のお手伝いではお役に立てなかった気がする。2日間でもいいと思う。
- ・雨が降り、寒かった。
- ・温泉にも入りたい。

②受入農家からの声

- ・積極的に働いてくれて助かった。
- ・りんごのことを知ってもらえて良かった。
- ・他県、他産業の人と関わることでいい刺激になった。
- ・弘前りんごをPRできる良い事業だと思う。
- ・援農ボランティアを継続してほしい。
- ・雨天時が心配。
- ・未経験者に教えるのが大変。